



保険証が新しくなります

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。(7月中旬に郵送します。)

8月から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、新しい保険証を提示してください。

保険証と高齢受給者証を

一体化しています

70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた一体型の保険証を交付しています。医療機関等を受診されるときは、一体型の保険証のみを提示することにより、各負担割合で受診することができます。

限度額適用・減額認定申請を忘れずに！

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事代が減額される認定証を交付しています。

入院等の際の自己負担額は、世帯の所得状況によって異なります。国保加入者の認定証の交付要件は、国民健康保険税を完納していることです。また70歳以上の方については町民税非課税世帯の方に発行します。

なお、更新の方は、8月中旬に手続きをして下さい。(後期高齢者医療制度の方は保険証と一緒に発送するので申請は不要です。)新規・更新の手続きには保険証と印鑑が必要です。

納税・納入通知書を

お送りします

7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」・「後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書」をそれぞれ郵送します。納期を確認の上、納め忘れのないようお願いいたします。

なお、平成29年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の税率等は下表のとおりです。

また、世帯の所得状況によって、税及び保険料の軽減制度があります。軽減の適用を受けるためには、所得申告が必要となります。

詳細については、町ホームページも併せてご覧ください。

**納付には便利な
口座振替を！**



区分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料 (千葉県内均一)
	医療保険分	後期高齢者 支援分	介護保険分	
所得割額	7.0%	2.4%	1.8%	7.93%
資産割額	25.0%	—	—	—
平等割額	25,000円	—	—	—
均等割額	26,000円	11,000円	15,000円	40,400円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円	570,000円

○問合せ
町民課国保年金係
町民課税務係
☎ 2113
☎ 2112